




# 埋蔵文化財トレンチ配置図

- 
 昭和40年代かあるいはそれ以前の高校グラウンド整備の時に削平されたと考えられる範囲。あるいは建築物により埋蔵文化財が滅失している可能性が高い範囲。これ以上の試掘調査を要しないが、建築物を撤去する際には工事の立会をを求める。
- 
 今回、試掘調査は17号トレンチのみの成果であるが、現地表の状況を考慮してすでに削平により遺跡が滅失している可能性が高いと判断されるため、試掘調査を必要としない。ただし、実際の工事に際しては立会を要する。
- 
 遺構が検出された範囲。開発を計画する場合、遺構検出面から保護層（40cm）を設ける必要がある。保護層が設けられない場合は、事前に本調査を必要とする。

